

## 令和 5 年度組織機構及び職員定数調整方針

### 1 基本的な考え方

県政を取り巻く新たな課題や、複雑かつ多様化する行政課題に対し、迅速かつ的確に対応するため、現行組織の課題を検証し、より効果的・効率的な組織体制を整備する必要があります。

令和 5 年度組織機構及び職員定数調整については、「令和 5 年度三重県行政展開方針」及び「令和 5 年度当初予算調製方針」の内容や現行組織の課題をふまえ、職員数の抑制に努めながらも、多様な行政ニーズに的確に対応できるよう、以下により行います。

### 2 組織機構

- (1) 限られた人員の中でも、刻々と状況が変化する新型コロナウイルス感染症対策に万全を期しつつ、「みえ元気プラン」の推進を図るとともに、県政を取り巻く新たな課題や複雑かつ多様化する行政課題に対して迅速かつ的確に対応できるよう、効果的・効率的な組織体制を整備します。
- (2) 現行組織の課題の解決に向け、庁内に設置した組織機構検討会議で議論を進め、本庁組織の再編も含めた見直しを検討します。

### 3 職員定数

- (1) 定数配置については、全体数の抑制を図りながら、選択と集中を行い、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、「みえ元気プラン」に基づく取組や県政の諸課題への的確な対応を図ります。
- (2) ライフ・ワーク・マネジメントの推進や時間外勤務命令の上限に留意しつつ、県庁DXを推進する中で、業務の生産性の向上や働き方の見直しを積極的に進め、時間外勤務の縮減を図るとともに、各部局においても業務の選択と集中をさらに進め、新たな行政ニーズへの対応や業務の平準化などについてメリハリをつけて、主体的に定数調整を行うものとします。
- (3) なお、大規模災害に伴う災害復旧などの緊急課題への対応、県を取り巻く行政課題の変遷、予算編成の進捗に伴う大規模な事業見直しなど、特に必要があると認められる場合には、所要の調整を行います。